

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和5年10月3日(火)午後1時00分

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 富山 豪 委員 寺門 勲
委員 萩谷 俊行 委員 木野 広宣
委員 君嶋 寿男

欠席委員 副委員長 關 守

職務のため出席した者の職氏名

次長 秋山 雄一郎 次長補佐 岡本 奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長 平野 敦史 環境課長 綿引 稔
環境課長補佐 萩津 厚緒 環境G長 畠山 智光

会議事件

(1) 太陽光発電施設設置に関する条例制定について

執行部との意見交換・・・執行部と協議

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午後1時00分)

委員長 改めましてお疲れさまでございます。

本日は総務生活常任委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には勉強会でお疲れのところ、執行部におかれましては、ほかの業務の間を縫っていただきまして、お時間をつくっていただきましたこと誠に感謝いたします。

本日は太陽光発電施設に関する条例についてのまとめとなる会になります。

執行部におかれましても委員の皆様におかれましても、忌憚のない率直なご意見をお寄せいただきますよう、心よりお願い申し上げます、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきますと存じます。

開会前にご連絡いたします。

本日は換気のため廊下側のドアを開放し、常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

会議は公開しており傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにするなどのご配慮をお願いします。

ただいまの出席委員は、5名であり、關副委員長が欠席のため欠席委員は1名でござ

います。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

本日は環境課に出席をいただいております。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 本日は、執行部の皆さんお疲れ様です。

今日は太陽光施設設置条例の制定についてまとめということで、執行部の皆さんにもいろいろとご指導をいただきながら、進めていければと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

委員長 本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

太陽光発電施設設置に関する条例制定について、執行部との意見交換を議題といたします。

総務生活常任委員会では、調査事項を太陽光発電設置に関する条例の制定を執行部に提言すべきか調査を行ってまいりました。よりよき条例制定のための意見交換を行いたいと思います。まず、条例制定の内容ですが、議会事務局より、環境課に内容の確認を行ってもらっていますが、市の現状に合わせて率直な意見をいただければと思います。

それでは、出席された職員を紹介していただいてからご意見ををお願いいたします。

環境課長 環境課長の綿引です。他2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、いただきました資料の内容に沿いながら、ご報告申し上げます。

初めに、内容（1）の適用範囲。発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備にかかる設置事業及び発電事業でございます。

太陽光発電設備の設置を規制する単独条例を制定しております市町村につきましては、適用範囲について発電出力10キロワット以上から、50キロワット以上から、または指定の面積を超える事業からなど様々でございます。

茨城県内においては、条例を制定している市町村は22市町村でございます。22市町村のうち、10キロワット以上としている市町村は10市町村、50キロワット以上としている市町村は7市町、その他、指定の面積等によるなど適用範囲が定められております。

県ではガイドラインを策定しております。太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインをご覧ください。2ページ中段になります。その中で、対象施設につきましては、出力50キロワット以上の事業用の太陽光発電施設を対象としておりますが、出力10キロワット以上50キロワット未満の事業用の太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うようお願いいたします、と事業者には自主的な取組みを求めています。

市では県のガイドラインを運用し業務を行っております。運用するに当たり、さらに必要な事項について那珂市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱を定めており

ます。要綱をご覧ください。第4条といたしまして、事前協議や事業概要書の提出につきましては、10キロワット以上の太陽光発電施設を設置する場合は、施工、維持管理等について協議するものとするとして適用範囲を設けております。

続きまして、内容（2）の抑制区域。災害の発生や自然環境の破壊を防ぐため山林が多い地域並びに良好な環境及び景観の保全のために抑制区域を定めることとさせていただきます。

県内で条例を制定している市町村のうち、抑制区域や設置を避けるべき区域または立地に検討が必要な地域について定めている市町村が19市町村あり、その内容のほとんどが法令根拠に基づくもので、設置事業を行わないよう設置者に協力を求めることができるとしております。

県のガイドライン3ページでは、自然公園法に定める国定公園の特別保護地区など、法令上開発行為が厳しく制限されている区域や生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域などを原則として設置するのに適当でないエリアとして規定しており、このほかにも、農地法など法令上の手続を要するエリアなどについては、施設の適正な設置について、十分な検討や調整を行う必要があるとしております。

市では、県のガイドラインに基づき事前協議にて確認を行っておりますが、さらに市の要綱の第2条においては、県ガイドラインで規定するエリアのうち、農用地区域などに営農型発電設備を設置する場合は、その可否について農業委員会と協議を行うものと定めております。

続きまして、内容（3）の事業者の責務。近隣住民とのトラブルを避けるため、住民への説明会の義務化、事業者は変更があった場合変更届提出の義務化とさせていただきます。

説明会の義務化でございますが、県内で条例を制定している市町村では、説明会開催を義務としているところが9市町村、要請があった場合は説明会を開催し地元関係者と合意形成を図るよう努めなければならないとしているところが10市町、その他、周知に努めるなど様々でございます。

また、変更届提出の義務化につきましては、速やかに届出なければならないなどの届出の義務化を定めているところが大半を占めてございます。

市では要項の第3条の事前説明において、事前に事業概要書等を地元関係者に説明し、理解を得るものとするとしており、変更届につきましては、県のガイドラインに沿って事業概要書の様式の内容に基づき、提出後に事業計画や事業者等に変更が生じた場合又は事業を廃止した場合には、速やかに当該事項を記載した事業概要書を提出してくださいと指導しております。

続きまして、内容（4）市民の責務。所有者、地権者への責務の明確化とさせていただきます。

県内市町村において、条例を制定している市町村では、責務について条例で示しているところは20市町村でございます。市町村の責務を定めているところの一例といたしまして

は、条例の適正な運用が図れるよう必要な措置を講じなければならない、設置者の責務を定めているところの一例といたしましては、周辺環境、災害防止等、必要な措置を講じなければならない、住民の責務を定めているところの一例といたしましては、市町村が実施する施設の管理の施策に協力するよう努めなければならない、などと定めております。

続きまして、内容（５）適切な管理。太陽光発電施設の適切な管理をすること、また地域住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは必要な処置及び対策を行うこと、稼働状況並びに事業終了後の撤去費用の積立て計画などについて市に報告の義務、災害時の対応についてでございます。

県内で条例を制定している市町村では、適正な維持管理に努めなければならない。また、適切な措置を講じなければならない等を条項により定めているところは14市町でございます。

県のガイドラインにおいては、太陽光発電施設を適切に管理すること、また地域住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは必要な処置及び対策を行うことにつきましては、9ページ下段の6施設設置後の適正な維持管理等といたしまして、施設や敷地については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が生じた場合は、速やかに対処し適切な維持管理に努めること、また、第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、フェンス等で対策を講じること。さらには、周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について市町村及び地元関係者へ報告することとしております。

次の、稼働状況並びに事業終了後の撤去費用の積立て計画などにつきましては、県ガイドライン10ページ上段になります。（２）撤去・廃棄について、事業計画の段階から検討し事業計画に位置付けてくださいと示しております。なお積立てに関しましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の中で、解体等積立金の積立てにより、太陽光発電事業者に対して、解体等に要する費用に充てるための金銭を、原則、源泉徴収的な外部積立てにより、国が指定する外部機関である電力広域的運営推進機関に積立てることが義務付けられました。制度の対象となるのは、固定価格買取制度を導入している10キロワット以上の太陽光発電設備すべてであります。市に報告の義務に関しましては、資源エネルギー庁に積立ての進捗状況の定期報告等の義務規定はあるものの、市町村等に関する報告等の規定はございません。積立て状況は公表となっておりますが市では、固定価格買取制度を導入している、また導入していない設備に関しましても、協定の締結を求めており、その中で市への定期的な報告について一文を追加しております。

次の、災害時の対応についてにつきましては、県のガイドライン10ページ上段（ウ）になりますが、落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、機器等に異常が発生した場合または太陽光発電施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに市町村および地元関係者に連絡すること、また（エ）になりますが、災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、太陽光発電施

設の入り口に、事業者名および緊急連絡先等を表示すること、としております。市でも、県のガイドラインに沿って指導を行っており、市の要項におきましても、第5条協定の締結で、事業者に対し災害時および廃止後の措置に関し、環境の保全に関する協定書の締結を申し入れ、災害時の措置、連絡体制の整備として定めております。

続きまして、内容（6）公表罰則。無許可などの違法な設置などを取り締まるため罰則氏名等の公表などの規定を設けることをございます。

こちらにつきましては県内で条例を制定している全市町村が、勧告に従わない時は、事業者等の氏名及び住所並びに勧告の内容等を公表することができるとしております。市では、要項の第5条に基づき、事業者と結ぶ協定において、協定に反する事案に対し、違反時の措置として改善指示があった場合は、速やかに改善措置を実施しなければならないと規定を設けております。太陽光発電施設の設置にあたっては、法的規制の有無など考慮する必要があり、法律に従わず、違法な設置をした場合については、その法律の規定により罰則等が施行されると思われま。

その一つに、経済産業省による改正FIT法では、事業計画策定ガイドラインにおいて、遵守事項として記載されているものを遵守していない事実が判明した場合、指導や改善命令を行う可能性があり、それでもなお遵守しない場合は認定取消しの対象となる、としています。なお、出力10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備につきましては、今年3月20日より小規模事業用電気工作物に分類されました。これまでは一般電気工作物という分類で一部保安規制の対象外でありましたが、設備使用の開始前に経済産業省令で定める基礎情報の届出を行うこと及び技術基準に適合することを自ら確認し、その届出を行うことが経済産業省により義務化されました。

県のガイドラインや、市の要綱では、そのような強力な権限や法的な拘束力はございませんが、茨城県ガイドラインは県内で条例を制定した市町村の、また条例を制定していない市町村の基本となっているものであり、政策的に考慮すべき事項はほぼ書き込まれております。また法律等につきましては、今まで義務ではなかったものが義務化されるなどの動きが始まっておりますので、今後は現状に沿ってさらに変化していくものと予想されま。

報告につきましては以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。

これより質疑に入りたいと思います。

委員の皆様から質疑ご意見ありましたら挙手にて発言いただきたいと思ひます。

木野委員 一応これは条例に向けての、決定内容ということによろしいでしょうか。

環境課長 今申し上げた回答につきましては、条例をつくるという前提で申し上げたものではございません。県内市町村、または全国的に見た流れといひますか、動きをご報告申し上げたという形でございます。

木野委員 まず私たちの委員会からもそうですけど、8月5日に行われた議員と語ろう会の内容でも、市民の方もぜひ条例をつくってほしいという要望はかなり多かった現状であります。そうした中でやっぱり、特に太陽光、だんだん増えていまして、最近なんかでは寺門勲委員の近くのところにもものすごい太陽光が出来ていて、その一部が結構環境という部分からも、草なんかも生えているので、そういった景観の問題もあると思いますので、私としてはぜひ条例をつくってほしいという思いであります。それとこの中でその抑制区域ということですけども、やっぱり県民の森の近くとかあの辺に最近出来ているんですね。それを考えると、さっき県のガイドラインで自然公園条例とかっていうのがありましたけども、そういったのも踏まえた上で、やっぱり那珂市としては、この条例をつくってほしいという部分があります。

また抑制区域っていう部分でも結構いろんなところでやっぱり、環境問題や那珂市の場合は埋蔵文化とかいろいろありますので、そういったことを踏まえた上でその中に入れてほしいという部分ありますので、その辺も今後の検討としてやっていただきたいと思います。

委員長 答弁はいいですか。

木野委員 はい。

君嶋委員 ただいま課長からの説明で、今、木野委員が言いましたように、那珂市は条例をつくる気はないんですか、そういう計画はもってないということで、受け止めてよろしいでしょうか。

環境課長 昨年、令和4年第3回定例会につきまして、市長答弁により、一般質問、答弁をさせていただきました。その中でお答えしていますとおり、現段階では、ガイドライン等の詳細な説明と指導を行うことで、設置後のトラブルは防げると考えており、今後は、茨城県の連携も強化し、対応してまいります。その上で、市としてできることを条例化も含め調査し検討してまいりますということで申し上げたとおりでございます。

君嶋委員 そうすると市長は条例化に向けて検討はするということでしょうか。それは考えてないんですか。今の話だと、県のガイドラインに向けてとか、そういう話で、市として独自に条例化をして、きちんとした、先ほど木野委員からお話があったように、景観とかいろいろな土地の状況によっては、規制をしなきゃならないとかそういうものを含めた条例的なものは一切考えてないということなんですか。そこをお伺いします。

市民生活部長 条例化のところでは先ほど木野委員からの要望があった、景観並びに、自宅の近くにも出来ているというお話がございました。いずれも公的な、土地いわゆる個人の、私の権利の制限というのを求める内容になるものかというふうにお聞きしました。自然とか県の自然公園とかですね、国定公園というのは、ゾーンが確定しております。当然私権の制限っていうものが別な法律でかかっているものだと思いますが、トラブル、現在の例えば草を刈ってくれないとかですね、今まで森林だったものが、太陽光発電に変

わってしまって、これまでの緑が失われていくよっていうものっていうのは、最終的には、この私権の制限っていうものと非常に密接といいますか不可分なものが今のところありますので、その点からすると、行政として、やりますというようなゾーン分けとかっていうものについては、慎重に臨まなければいけないというような認識を首長が持っている。私たち執行部も持っていますし、県も、別の法律で規定されたもの、条例もそうですけれども、別な法律上の規定があるものについては制限区域っていうものが、このガイドラインで設けられているというふうに認識しています。

君嶋委員 今部長の答弁それは分かりました。

それでは今現在使われている、設置されている太陽光パネル等についての今後の処分、そういうものに対してのトラブルが起きた場合にどこが責任を持つのか、その点と、あとは土地、先ほど部長言ったとおり土地は個人の所有だっていうのは分かります。ただ、その近所に住んでいる住民の方は、太陽光の設置が起きることによって、いろんな、結局、直射日光とか、いろんなトラブル等が起きる場合、そういうときにはどのような対応を市はするのか業者との間での話し合いがどのように進むのか、その辺はお聞きしたいと思います。

環境課長 撤去廃棄作業につきましては、県ガイドラインに沿いまして、先ほども申し上げましたが、事業者は、撤去廃棄について、事業計画の段階から検討し、事業計画に位置づけ、さらにリサイクル法に基づき、事業者の責任において適正に処理してくださいという形がございまして、ガイドラインに沿って、こちらも指導していくという考えでございまして。

君嶋委員 その事業者がなくなったらどうします。今は転売、転売で名義が変わっている太陽光発電パネル等が結構あると思うんですね。連絡先なんかも携帯電話の番号でしか記入されてなくて、そういう場合にも、今後そういう事業者が消えた場合、いくらこのようにガイドラインで行っていますよと言っても、そのガイドラインだって実際その会社がなければどうにもならなくなってくると思うんですが、その辺の責任をきちんとやっていただきたいと、そういうためにも条例が必要ではないかと私は思うんですけど。その点についてお願いいたします。

環境課長 太陽光施設につきましては、売電、そういった大きなところは売電をしまして、経済産業省、先ほど言いましたFIT法がこれにはかかっておりまして、FIT法でそういった、遵守しないところは、認定取消しになるという形もございまして、認定取消しになってしまうと、やはりその売電行為とかも出来なくなるという形におきましては、やはりその辺は、事業者が変わっていくというのもございまして、これにつきましても変更届について規定はされておりますし、事業者が分からなくなるということはないのではという形で考えておりますので、売電が出来なくなるという形を大きく考えますと、違法にといいいますか、遵守、法的な遵守をしながら、事業者はやってくれるん

ではないかと考えております

君嶋委員 大きいね、メガソーラーみたいなどこかじゃなくて、やはり10キロワットと細かく、今許可とっているところたくさんあると思うんですよ。そういった場所は、今後放置されたらどうするかっていうことと、やはり今実際にそういう、施設のところでも、草が生えて、近隣の方が迷惑しているっていうのも実際あるので、そういうときの責任をきちんと責任追及できるようなきちんとしたものを、事前につくっておかなければ、今後、幾ら、那珂市には太陽光パネルを設置してもいいですよというような形で市は認めるような形になるんですか。

環境課長 10キロワット以上につきましても、そういった法的には義務化という、一番最後に、ご説明申し上げましたが、義務化という形になってございますので、そういった面でも遵守されるのではないかと考えております。

委員長 いいですか。これ太陽光パネルの条例というのは個人に対して制限かけることになるから、本当に慎重に進めなくちゃならないのはよく存じています。ただ、我々もやはり今、してくださいっていうお願いよりも、しなければならぬっていう義務化をつけることによって、この条例制定することである程度の抑制効果が狙えると思うんですよ。抑制効果を狙わなければいけないっていう意味合いもありまして、条例をお願いしているっていう部分なんです。ちゃんと責任、やるなではないんですよ。やはり責任の明確化をちゃんとして今あるその、ちゃんと責任の明確化をしてくださいねっていうのじゃなくて、責任を負わなければならないからちゃんとしなければならないっていうその文言一つで大きく、多分、ガイドラインは結構網羅していると思います。市の要綱もかなり、ガイドラインの抜け落ちてるところ一生懸命拾っているなっていうのを見て大したもんだと、よく出来ているなと思いますが、やはり言葉の文言って多分とらえ方でいろいろ人それぞれ変わってくるものがあると思うんで、やはりしなければならぬってちゃんと義務化っていうものをつくっていただきたいなど、多分そういうニュアンスで今、委員の皆さんはお願いしたのかなと思うんですが、課長、部長、どちらでもいいですがどうでしょうか。

市民生活部長 委員のおっしゃっている意見っていうのに、決して反対しているわけではございません。我々もこういう、何らかの規制というものが、声も十分理解できるものがあります。実効性をどのように持たせるかっていうところについては、なかなかハードルが高いものが、ほかの条例もそうですけどもございます。決して、耕作放棄地の問題もそうですし、手入れの行き届かない森林のもので、トラブルといいますか、苦情を持ち込まれるケースも、もちろん市街地における空き家の問題なんかも、もう何か似たような性質のものが多数ございます。どんなふうの実効性を持たせるのかということでは、大変頭を悩ませているのはどれも同じところかなと思います。市長も条例化自体を反対しているというわけではないと思いますし、規制の内容っていいですか、この遵守

してもらいたい内容っていうのは、今委員長おっしゃったとおり、国も県も同じ姿勢だというふうに見ています。一方で、再生可能エネルギーっていうものも、進めなさいよという声もかなり大きく、耳に届いているものもございますので、活用と規制のバランスっていうんでしょうかね、そちらっていうのが、どの辺のところなのかなっていうところが、ちょうど今頭を悩ませているっていうところですよ。

委員長 昨日も課長ともいろいろお話ししましたけど、やはりこう考える部分には、県のガイドラインをやっぴりそこを踏襲するっていう一番大本はそれでいいと私も思っております。ただ、言葉の文言がやはり、どうしてもしていただきっていうお願いベースがやっぴりガイドラインであって、やはりそこをちゃんと文言をやらなければならないという義務化にするだけでも、私は制限をかけるつもりなくて、抑制効果っていうか、そのひと手間が大変だとか、やっぴりそういうことで抑制効果を狙えるんじゃないかなっていうのが私の中での今回の条例の意味づけなんですよ。

やはり責任の明確化をすることで、所有者も、ただ貸すだけではいけないよ、やっぴり貸すからにはそれなりの責任を持ってくださいねって、でもやらないってことじゃありませんよ、やっても結構ですよっていうような、そんなニュアンスで条例ができれば、ある程度の抑制効果は狙いつつも、やりたい方はちゃんと責任を持ってやってくれるような、条例になるんじゃないかなとは感じているんですが、そういうお願いです。ほかの委員の前に、自分で意見言っちゃって申し訳ありません。

寺門委員 ありますか。

寺門委員 まずちょっと確認させてほしいんですけども、那珂市に事業概要書、こちらの提出でございしますが、ここ何年かでどの程度増えているのか減っているのか、お聞きします。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時36分）

委員長 再開いたします。

答弁をお願いいたします。

環境G長 先ほどのご質問に対してお答えします。

この制度を始めておりますのが平成28年度からでございまして、平成28年度につきましてはまだ始まったばかりでございまして8件、平成29年度が30件、平成30年度が39件、令和元年度が67件、令和2年度が73件、令和3年度が65件、令和4年度が20件、令和5年度、こちらの9月末現在となりますが12件と、令和2年度をピークに今減少傾向が続いているかなという数字が読み取れるかと思えます。

以上です。

寺門委員 ありがとうございます。最近では減少傾向の提出の感じたということで、分かり

ました。そうしていきますと、今後条例化に伴って、職員の方たちの業務内容によって、その人員の配置などが、これから、どのような、もし条例化するためには考えられるのか、お伺いいたします。

環境課長 現時点で、環境課職員、課長を含め10名で構成しております。環境課の通常業務様々でございますが、現場対応も、予定している当日の業務等について、補足しながら、現場対応等もしている状況でございます。それを考えますと、ほかの市町村で、やはりその計画に対しましても、環境政策というか政策部門と、またそういった現場の部門という形で分けて、政策的な、専門的なグループがあれば、いいのかなという形は、ほかの市町村を見ますと、そういった状況でやっているところがございますので、那珂市の環境課と比べたときには、そういったところがいいのかなと思ったところもございますので、今後、もし、そういった形があればと思います。

以上です。

寺門委員 分かりました。

委員長 あとちょっとお伺いしたいんですがこれ、今、昨日からもあったんですけど市の面積に対して、現在、太陽光パネルは、どのぐらいの設置の割合になるかっていうのは分かりますか。ちょっと今言われても多分、分からないと思うんですがどうでしょう。どのぐらいの全面積っていうのは、市の面積を見れば、太陽光パネルの平米数で分かると思うんですけど。

環境G長 大まかな地目で拾った数字となってしまいますので、細かな地目で拾っていないのでざっくりした数字的なところで申しますと、市の全体面積宅地、地目でいきますと宅地、田んぼ、畑、山林、原野と主だったよく太陽光に使われる地目、というのは大体83,000千平米です。それに対しまして太陽光につきましては、面積およそそれが1.9%、約2%弱というような数値で1,590千平米というふうな数字になっております。

以上です。

委員長 全体における2%これ多いのか少ないのかちょっとどう感じる、それぞれ感じる部分あると思いますが、かなりあるんだなっていう、感想になります。

あとこれちょっと一つだけ、お伺いしておかなくちゃならないのは、これ届出制と許可制となった場合、市の立場っていうか、その辺の部分のどのように考えているのか、ご説明いただきたいと思います。

環境課長 条例を制定されております県内の22市町村のうち、許可制で行っている市町村は3市町でございます。やはり、状況的に、許可制という形が少ないというのは、業務の煩雑を考えてのことだというお話も聞いたところもございますので、そういったところが、届出制としているところがほとんどなのではないかと考えられます。

委員長 少し説明補足で伺いましたが、やはりその許可制にすると市の責任の度合いもいろいろ様々変わってくると思われれます。その辺のところの説明ございましたら。

環境G長 許可制の制度そのもの自体につきましては、本来認められてないところに対して認めますというのが許可の性質かなというふうに考えております。そこでいきますと本来、制限されている区域を除き市の全域において特段市のほうにおきまして、何らかの制限をしていないという状況の中で許可制をしくというのはなかなか、許可の根源となるものがないのかなというふうに考えております。

したがいまして、また市町村の許可制につきましても、通常であれば許可制をしく場合につきましては許可の審査基準というのを設けるのが、本市の条例でも行政手続条例でもあるんですけども、手続制度の中で審査基準を決めるというふうな話はあるんですけども、ほかの自治体確認してみたところそういったものは特段設けてないという話でした。なかなかその許可制というのはちょっと難しいというのが、その件数にもあらわれているのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 確かに今、執行部でも許可制ではなくて届出制ということの話ありましたけど、実際私たちが行った埼玉県入間市なんかも、やっぱり許可制ではなく届出制にしている。やっぱり市で確認すると、やっぱり許可制にすると、内容が余りにも負担が大きいとありましたので、私なんかも思うに届出制のほうがいいのかなという部分がありますので、その辺を検討していただきたいと思います。

君嶋委員 先ほどから一応、太陽光の認可が平成28年度から始まって8件からずっと増えてきて、今令和5年度は一応現在12件ということなんですね。これは多分買取り価格も下がってきているし、ある程度の場所は大体皆さんもう既に契約してつくってきているのが状況かなと思うんですね。

ただ先ほどから委員長が言ったように、やはり私は市民の声の中にはやはり太陽光のパネルが身近であってそれに対して、地権者に対して、つくらないだけじゃなくても、ある程度抑制とか決まりをつくってくださいよと、そういう声がほとんどなんですね。ですから、やはり持っている方は、土地を利用したいのは分かりますし、ただ、それを設置することによって、近隣のトラブルも起きないように、何らかのそういうある程度決まりをきちんとルールをつくってくださいという声があるので、その両方を市としては検討していただければと私は思うんですね。

やはり実際にいろんな方が相談を受けて、先ほども、売る方は、土地を売って、そこに業者さんはパネルをつくって、お隣の方はそれをやめてもらうために、実際にその土地を買ってまで反対じゃなくてもつくってもらいたくない、自分の土地に変えますよと、そこまで言う方もいるぐらいの、やはり身近な問題になってきているのもあるので、やはりその点も含めた検討はしていただければと思います。先ほどから出ている許可制の中にも、やはりこれだけ県内でもいろんな自治体で、条例をつくっているところが増え

てきているのも事実で、それも含めた、ぜひ検討はお願いしたいと私は思います。

以上です。

委員長 それに対して別に答弁は、いいですね。

あとほかございますか。議長から、ありますか。

萩谷委員 先ほどからですね、木野委員、君嶋委員がお話になっていますけど、やはり届出制でもね、やっぱり条例を定めてしっかり抑制になるということの方が。あくまでつくらないと先ほど委員長からもありましたお願いだけではなかなかね。全てやってもらえない可能性もあると思うんで、できればつくっていただければ私もありがたいことかなと思います。

以上です。

委員長 ご意見で、別に答弁はいいですね。ほかございますか。

それでは以上で終了させていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

暫時休憩いたします。

執行部はご退席をお願いいたします。

ありがとうございました。

休憩（午後1時50分）

再開（午後1時54分）

委員長 再開いたします。

それでは、今執行部から説明していただいた内容を精査し、要望書の作成、10月26日の全員協議会で報告した後、市長に要望書を提出したいと思います。

資料1から6も要望内容に見直しを行いたいと思いますが追加とか変更ございませんか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 それではその旨の要望意見をまとめて要望書を作成し、後日ラインワークスで要望書案を掲載したいと思いますので、ご確認よろしくお願いいたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

お疲れのところありがとうございました。

閉会（午後1時56分）

令和5年10月26日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 富山 豪